第九十条第一項中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第九十条の二第一項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改め、同条第二項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同条第三項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

第九十条の三第一項中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第九十二条の四第三項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第四項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第九十四条の二第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「年金保険者」を「実施機関」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第九十四条の三第一項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に、「年金保険者たる」を「実施機関たる」に、「及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、私学教職員共済制度の加入者」を「にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第二号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号厚生年金被保険者とし、地方公務員共済組合連合会にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第三号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「及び被用者年金保険者」を「並びに政府及び実施機関」に改め、同条第三項中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第九十四条の四中「各地方公務員共済組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「給料の総額等（」を「厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」という。）の総額（」に、「すべての」を「全ての指定都市職員共済組合、」に、「給料の総額等）」を「標準報酬の総額）」に改める。

第九十四条の五中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第百一条第六項中「被用者年金各法の」を「共済各法（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法をいう。以下この項において同じ。）の」に、「被用者年金各法に」を「共済各法に」に改める。

第百八条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

第百八条の二中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第百八条の二の二中「共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に、「組合員又は加入者」を「被保険者」に改める。

附則第三条中「「加入者」を「の被保険者」に改め、「、組合員及び加入者並びに国家公務員共済組合法附則第十三条の三に規定する特例継続組合員及び地方公務員等共済組合法附則第二十八条の七に規定する特例継続組合員」を削る。

附則第五条第一項第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第七項第二号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第六条中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七条の二中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第七条の三第一項中「被用者年金各法の被保険者、組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第七条の三の二第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第七条の四第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に、「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に改める。

附則第七条の五第一項中「共済組合の組合員であるもの及び私学教職員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、「当該共済組合又は」を「第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については」に改め、同条第三項中「当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係る被用者年金各法」を「厚生年金保険法第九十条第二項及び第四項から第六項まで」に、「当該被用者年金各法」を「同条第二項各号」に改め、同条第四項中「組合員又は加入者であつた期間に係る」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係る」に、「組合員又は加入者であつた期間に基づく」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間に基づく」に改める。

附則第七条の六を削る。

附則第八条中「その他の被用者年金各法」を「その他厚生年金保険法」に改める。

附則第九条の二第二項中「若しくは第十三条の四第一項又は他の被用者年金各法（第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」を「又は第十三条の四第一項の規定」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「次の各号のいずれか」を「厚生年金保険法附則第八条の二各項に規定する者（同条第三項に規定する者その他政令で定めるものに限るものとし、同条各項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「若しくは第十三条の四第一項又は他の被用者年金各法の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」を「又は第十三条の四第一項の規定」に改める。

附則第九条の二の三中「、厚生年金保険法」を「又は厚生年金保険法」に改め、「又は他の被用者年金各法による退職共済年金（厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。）の受給権者」を削る。

附則第九条の四の四並びに第九条の四の六第一項及び第二項中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十八条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第八号の二から第八号の五までを削り、同条第九号中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「年金保険者たる」を「実施機関たる」に、「第五条第二項、同条第三項、同条第九項、同条第十項」を「第五条第一項、同条第二項、同条第八項、同条第九項」に改め、同条第十号中「による被保険者」の下に「（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に限る。）」を加え、同条第十一号及び第十二号中「による被保険者」の下に「（第一号厚生年金被保険者に限る。）」を加え、同条第十九号中「国民年金法